

## 令和3年度白井市一般会計決算における森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税は、平成31年4月1日施行の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定により、市町村に交付された森林環境譲与税の用途に関する事項については公表が義務付けられています。

当市の令和3年度一般会計決算において、森林環境譲与税を下表の事業に係る経費として市民が森林に親しむための森林整備に活用し、残額については、平成31年度に設置した森林環境譲与税基金に積み立てを行いました。

【歳入】 2款3項1目 森林環境譲与税決算額 5,812,000円

【歳出】 (単位：円)

区分	事業費	財源内訳				
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち森林環境譲与税充当額
林業総務費に要する経費 (千葉県森林クラウド利用料)	82,500	0	0	0	82,500	82,500
市民の森維持管理に要する経費 (市民の森施設改修工事)	5,610,000	0	0	0	5,610,000	5,610,000
森林環境譲与税基金積立金	119,500	0	0	0	119,500	119,500
合計	5,812,000	0	0	0	5,812,000	5,812,000

【令和3年度末森林環境譲与税基金残高】 2,846,916円